

## 社会福祉法人玉柏会 個人情報保護に対する基本方針（プライバシーポリシー）

### 1. 基本方針

社会福祉法人玉柏会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

### 2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用者目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

### 3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

### 4. 個人情報保護に関するお問い合わせ

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、お受け致します。

#### 統括個人情報管理責任者

① 本部	個人情報管理責任者	総務部長
② 穴原荘	個人情報管理責任者	施設長
③ かしわ寮	個人情報管理責任者	寮長
④ みすず	個人情報管理責任者	管理者

平成17年11月18日

社会福祉法人玉柏会  
理事長 伊藤 高義

\*改訂 平成22年4月1日

## 社会福祉法人玉柏会 個人情報保護に対する基本方針（プライバシーポリシー）

### 1. 基本方針

社会福祉法人玉柏会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

### 2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

### 3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

### 4. 個人情報保護に関するお問い合わせ

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正削除、利用停止等の依頼について、お受け致します。

統括個人情報管理責任者	:	磯野 功
①本部	個人情報管理責任者	: 磯野 功
②宍原荘	個人情報管理責任者	: 稲田 精三
③かしわ寮	個人情報管理責任者	: 磯野 功
④港橋授産所	個人情報管理責任者	: 稲田 精三
⑤港橋第二授産所	個人情報管理責任者	: 稲田 精三

平成 17 年 11 月 18 日

社会福祉法人 玉柏会  
理事長 小菅 信男

# 個人情報保護規程

社会福祉法人 玉 柏 会

# 社会福祉法人玉柏会個人情報保護規程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、個人情報保護法の制定を受け、社会福祉法人玉柏会(以下「法人」という。)が保有する個人情報の取扱いについての基本事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(身体、財産、社会的地位に関する事実を表す情報等で他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

### (法人・施設の責務)

第 3 条 法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 法人の役員及び評議員並びに施設の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第 2 章 個人情報の利用目的及び取得

### (取得の制限)

第 4 条 法人は、利用者等との契約書等から個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の利用目的を事前に明示し、当該利用の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 法人は、前項の利用目的を変更したときは、本人若しくはその代理人に通知しなければならない。

3 法人は、思想、信教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

4 法人は、個人情報を取得するときは、本人若しくはその代理人からこれを取得しなければならない。ただし次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 本人若しくはその代理人の同意があるとき

(2) 出版、報道等により公にされているとき

(個人情報の外部提供に伴う制限)

第 7 条 法人は、個人情報の法人以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 法人は、事業の執行上必要かつ適切と認められる個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネットによる個人情報の外部提供をしてはならない。

第 5 章 自己の個人情報の開示及び訂正並びに利用停止の申出

(開示申出ができる者)

第 8 条 自己情報の開示の申出(以下「開示申出」という。)は、本人若しくはその代理人によって行うことができる。

(開示申出方法)

第 9 条 開示申出をしようとするものが本人の代理人である場合、法人に対して、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人代理人であることを証明するために必要な書類を提出若しくは、提示しなければならない。

(開示の方法)

第 10 条 個人情報の開示は、個人情報が記録された文書若しくは写真にあっては、閲覧及び当該個人情報が記録された請求対象文書の写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第 11 条 法人は、開示申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人若しくはその代理人に開示することができないと認められるとき
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき
- (3) 調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき
- (5) 市町村その他関係機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、当該機関が開示することに同意しないとき

(他の制度との調整)

第20条 他の法令等の規程により、法人に対して自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

附則

この規程は、平成17年11月18日から施行する。